

総務企画常任委員会

令和3年6月11日（金）

総務企画常任委員会

定例会名 令和3年第2回定例会
招集日時 令和3年6月11日(金) 午前10時
招集場所 牛久市役所議場

出席委員 7名
委員長 藤田尚美
副委員長 遠藤憲子
委員 黒木のぶ子
" 石原幸雄
" 市川圭一
" 諸橋太一郎
" 北島登

欠席委員 なし

出席説明員
副市長 滝本昌司
総務部長 植田裕
市民部長 小川茂生
議会事務局長 野口克己
総務部次長兼人事課長 二野屏公司
契約検査課長 門倉史明
市民部次長兼市民活動課長 栗山裕一
総合窓口課長 川真田智子
システム管理課長 斎藤正浩
庶務議事課長 飯田晴男

議会事務局出席者
書記 淀川欽市

令和3年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 総務企画常任委員会

議案第 35号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 41号 物品購入契約の締結について

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

午前10時00分開会

○藤田委員長 おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、常任委員会委員が新たに選任されて以降、初めての委員会となりますので、改めて委員の紹介をさせていただきます。

総務企画常任委員会委員長に就任いたしました藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、遠藤副委員長より御挨拶をお願ひいたします。

○遠藤副委員長 おはようございます。

副委員長を仰せつかりました遠藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○藤田委員長 次に、私から総務企画常任委員会委員を紹介いたします。

黒木委員、石原委員、市川委員、諸橋委員、北島委員、以上であります。よろしくお願ひいたします。

次に、本日、説明員として出席した者は、副市長、総務部長、市民部長、議会事務局長、総務部次長兼人事課長、契約検査課長、市民部次長兼市民活動課長、総合窓口課長、システム管理課長、庶務議事課長であります。書記として淀川さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 35号 牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 41号 物品購入契約の締結について

意見書案第3号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出について

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第35号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第35号について、提案者の説明を求めます。総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 おはようございます。総合窓口課の川真田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、議案第35号、牛久市手数料徴収条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

本条例は、第204回国会に提出されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案が5月12日に成立したことにより、条例の一部を改正するものです。

このデジタル関連まとめ法案の中に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の一部改正も含まれております。

現在、マイナンバーカードは市が地方公共団体情報システム機構に委託して発行している形であるため、再発行で手数料が発生する場合には、手数料条例を根拠として再発行手数料を徴収しております。

しかし、今回の法案の成立により、9月からは地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、市は同機構から手数料の徴収の委託を受ける形と変わるため市の手数料条例は不要となり、本条例の第2条中、第32号を削除し、現行の第33号を第32号として、以降第34号から第40号までを1号ずつ繰り上げるものです。

説明は以上となります。

○藤田委員長 これより議案第35号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。市川委員。

○市川委員 市川です。よろしくお願いします。

そうしますと、従来、初回の申込みはかからないですよ、手数料というか。再発行が800円かかるということで。これは確認なんですけれども、日にちはいつまでとかっていうのがあるんでしょうか、初回の申込みの分に関して。

あと、現行、今、どのぐらいマイナンバー、牛久市で取得されているのかをお願いいたします。以上2点です。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 市川委員の御質問にお答えいたします。

実は、初回というのは無料になっていまして、今回、手数料条例で徴収するのも再発行の場合で、本人がうっかりなくしてしまったとか、汚してしまったとか、本人の理由によって再発行する場合には800円を頂いております。そうじゃない場合には通常どおり無料ということになります。

現在、初回もそうですけれども、再発行もそうですけれども、市から、お客様から申請をしてお手元に届くまでには大体1か月半ぐらひはかかってしまうかなという現状ではあります。今、ちょうど混んでいるときでありまして、通常であれば大体1か月ぐらひでお手元に届くものかと思われまます。

2点目の御質問なんですけれども、現在、牛久市全体で交付している人数は2万9,144人ということで34.3%、これは5月31日現在の人数ではあります、この人数となっております。

申請としては3万7,703人受けておりまして、今44.4%申請を受けている状況で、この方を随時、順番に交付している現状ではあります。

以上となります。

○藤田委員長 市川委員。

○市川委員 初回無料というのは分かっていたんですけども、それは期限は特にないということと理解しておいてよろしいんですよ。初めて申し込む人の期限は、取りあえずはないということとでいいんでしょうか。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 市川委員の御質問にお答えします。

令和4年の3月31日までに皆さんに申請をしていただくような形になりますので、まだまだ

これからたくさん広報、あと現地に赴くなり、取得に向けてやっていかなければいけないことがあると認識しております。

○藤田委員長 ほかにございませんか。石原委員。

○石原委員 1点だけ確認したいと思います。来年の3月末までが申請の期限だということなんですが、漏れた人、要するに申請しなかった人の扱いというのは、その後どうなりますかね。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 石原委員の御質問にお答えします。

現時点では、そういった方たちをどうやって救い上げるかというスケジュール立てはしていないところではありますけれども、そのようなことがないように、なるべく早く手続をしていない人のリストを作成してアクションを起こすとか、そういったことを考えてはおります。漏れがないように努めてまいります。

○藤田委員長 そのほかございませんか。黒木委員。

○黒木委員 マイナンバーの国保、免許証、それについてはもう行政のほうに、いつまでに入れるようにするという、国のほうでは2024年までにはというふうなことを言っていますけれども、具体的には、各行政区のほうにいつぐらいまでに入れますよというような、そういうのは明確にきているのかどうか、ちょっとその辺の確認と、あとマイナンバーカードについては、写真を入れるようにはなっているんですが、先ほど紛失したときに市のほうに届けを速やかにすれば、また金額的な、手数料的なものじゃなくて、悪用されないとかそういうものについてはちゃんとセキュリティーがしっかりしているのか、ちょっとその辺の確認をしたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 総合窓口課長。

○川真田総合窓口課長 マスコミでも一時報道されましたけれども、やはり国保のひもづけの話については、うまくいっていないような報道も御存じかと思うんですけれども、具体的にスケジュールがこちらにはまだ届いてはいない状況です。

あと、紛失したときのセキュリティーに関してなんですけれども、紛失しても暗証番号というので全てこう入っていくような形になるので、暗証番号さえ知られていなければ、悪用されることはないかと考えております。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、議案第35号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第41号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

議案第41号について提案者の説明を求めます。システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 システム管理課、斎藤です。よろしくお願ひいたします。

それでは、私のほうから議案第41号について、御説明をさせていただきます。

議案資料のほうを御覧いただきますようお願いいたします。

3月議会で予算の承認をいただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施する令和2年度の繰越事業、テレワーク環境導入及び庁内無線化対応機器購入について、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、物品購入契約を締結してよろしいか、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和2年度テレワーク環境導入、庁内無線化対応機器購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2億2,324万5,000円うち消費税2,029万5,000円。

4、契約の相手方、茨城県水戸市南町3丁目4番14号、株式会社日立システムズ茨城支店長 佐伯 修。

なお、本事業の詳細内容につきましては、先日、全員協議会で事前に説明させていただいております。

説明は以上です。

○藤田委員長 これより議案第41号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 数点、お尋ねいたします。

これ、今の課長の説明だと指名競争入札ということで実施したということなのですが、不勉強で申し訳ないんですが、一般競争入札にしなかった理由は何かということをお教えいただきたいと思っております。

それから、これは質疑でも出ましたけれども、辞退をした会社はかなりあったと、1者を除いて全部辞退だと。この辞退の理由は全部同じなんじゃないかな。そこをちょっと確認をしておきたいと思っております。

○藤田委員長 このまま暫時休憩で。

午前10時15分休憩

午前10時17分開議

○藤田委員長 再開いたします。契約検査課長。

○門倉契約検査課長 契約検査課です。よろしく申し上げます。

牛久市一般競争入札実施要綱におきまして、対象工事ということで設計金額4,000万円以上の工事等となっておりますので、今回、物品契約ですので一般競争入札にはしなかったということになります。

また、あと辞退の理由についてなんですけれども、今回、入札が成立しておりますので、辞退した業者につきましては辞退理由は聞いていないということです。

以上になります。

○藤田委員長 石原委員。

○石原委員 今の課長の説明だと、工事入札をいわゆる4,000万円以上は一般競争入札の対

象にしているということなのですが、今後、物品についても4,000万円以上あれば一般競争入札の対象にするというお考えはありますか。

○藤田委員長 答弁を求めます。契約検査課長。

○門倉契約検査課長 今後、他市町村等を調べまして、そういったケースがあるかどうか調べまして、牛久市のほうとしても検討していきたいと思います。

以上です。

○藤田委員長 ほかにございませんか。北島委員。

○北島委員 幾つかありますので、順次言っていきます。

まず最初は、これは質問じゃないんですが、この案件の入札公告、これを見たいんですが、この委員会中には無理でしょうか。

それと続いていきます。昨日の質疑で、利根川委員から不調とすべきではなかったかという質問に、牛久市契約規則第11条に該当しないため入札は成立しているという答弁でした。しかし、この第11条というのは入札全体の成立、不成立、無効について書かれたものではなくて、この入札書の有効性、つまり無効のケース、どういった場合が無効かということを書いている条文です。だから、そのことをもって成立しているというのも若干疑問が出ます。

そしてもう一つは、入札書に辞退と書いて入札箱に入れた。こういう方法は、この契約関係、入札関係の規定のどこにも見当たらないんですが、これが大きな問題ではないか。辞退と書いて入れた札は、この金額その他必要事項を確認し難い場合または記名押印の場合というふうになって、これに該当するわけですね。つまり、辞退じゃなくて無効とするのが、この規則に沿ったやり方ではないかということです。

そして次に、辞退の問題についてお聞きします。入札辞退は、入札が完了するまでいつでもできるということになっています。そして、辞退の方法は2つ挙げられています。1つは、入札執行前であっては入札辞退届を当該事業担当課長、これは先ほど答弁いただいたシステム管理課長かと思いますが、直接持参または郵送させるものとする。2つ目が、入札執行中に当たっては、辞退届またはその旨を明記した入札書を当該事業担当課長に直接提出させるものとする。入札箱に入れるなんていうものはないんですね、規程の中に。それを、正しいやり方、規程と外れたやり方をやっているのにそれを認めたというのはおかしいんじゃないか。ここで、入札参加者がそれを知らなかったかという、入札参加者心得にはちゃんと同様の文章が書かれているわけですね。そして、入札辞退書についてもそういう内容が書かれているわけです。一体、何でこんなやり方がまかり通るのか。どうも誰かが変な入れ知恵をしたんじゃないかという疑念が湧くわけです。

やっぱり入札というのは、公明正大であって市民に疑念を湧かすようなことはやってはならないわけですから、この点はどのように考えるのか、お答えいただきたいと。

それから次の問題ですが、規則にあるとおりの方法で辞退申出があった場合どうすべきなのか。そこで競争入札実施要綱では、一般競争入札の参加者が2者に満たないとき、またはやむを得ない事態が発生したときは入札の執行を停止し、または延期するものとする。こういうふうにか

れています。この条項を適用すべきだったのではないか。つまり、みんなが箱に入札書を入れたからいいというものではないはずです。そのうちの4者ですか、無効の中身で入れていると、そうしたら応札は1者という判断になるわけですが、入札が完了した後に停止はできませんよね。だから、辞退ということを正確に、やっぱり正しいやり方でやってない、そこに大きな問題があると思います。

あと、次の質問する点は、予定価格を決めるための参考見積りはどこから取ったのか。そして、その者は入札に参加しているのかどうか。以上の点をお聞きします。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 ただいまの北島委員の質問に対してお答えします。

おっしゃるとおり入札の中止等ということで、牛久市一般競争入札実施要綱第8条に参加希望者が2者に満たないときとあります。また、今回のケースで見ますと、入札執行中に入札書に辞退と書かれていたものがありまして、そちらのほうは入札執行中ということでしたので、入札は成立しているものとみなして契約が成立したということになります。

実際に、入札書に辞退と書かれているケースというのは、ほかにもたくさんあるんですけども……。

○藤田委員長 答弁を続けてください。

○門倉契約検査課長 そのほか、入札公告が見たいということですので、そちらのほうは可能かと思いますが、こちらのほうで後ほど用意する形でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
私からは以上になります。

○藤田委員長 システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 最後、御質問ございました参考見積りはどこから取ったのかという御質問にお答えいたします。

今回、入札の通知を出しました8者全てに依頼しておりまして、そのうち2者から参考見積りが届きました。参考見積り届いたところにつきまして、入札を外したということはございません。
以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 まず、この入札執行中だった。つまり入札書を封筒に入れて箱へ入れると。そうすると開札までは辞退ということが分からないわけですね。そういうことがこれまで何回もあった。おかしいんじゃないですか。規程にないやり方をまかり通るようにしてきた、これが今回のこういった状況を生んでいる。こここのところどう考えるか、ぜひ答えていただきたい。

それともう一つは、きちんと答えいただけていないんですが、入札の中止の、先ほど言いました実施要綱の内容、あれは競争入札はあくまでも2者以上でないと駄目という基本的な考え方が反映されていると思うんですが、こういう状況になることはなるべく避けるべきというふうなことがはっきりしていると思うんです。その点では、事前の予測はどうだったのか。

ある程度、私、入札、札入れる側も、そして発注する側も仕事で体験していますから、いろいろな問題が起きるということは理解できないわけでもないんですけども、規程にないことをや

ってしまうというのは、これは疑惑を招くもとです。その点で、きっちり考えをお聞かせ願いたいということと、あと参考見積りについてですが、2者はどこどこかというのは教えていただけないでしょうか。

以上です。

すみません、もう1件聞くの忘れました。先ほど、入札書に辞退と書いて入札したという点、これは無効とするべきだと思うんですが、なぜ辞退を認めたのか。この点についてもお答え願います。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 入札書に辞退と書かれたものにつきましては、自社の予算に見合わないという意味の表明として入札したという認識でおります。

以上です。

○藤田委員長 システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 参考見積りを出した2者がどこかということなんですけれども、株式会社日立システムズ茨城支店とNECネットエスアイ株式会社茨城営業所でございます。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 先ほど、入札書に辞退と書かれた、それを入札箱に入れるのは規程にないのに、それをずっとやってきたというのはおかしいんじゃないですか。それを予算に合わないと表明と捉える。本来なら正しいやり方で辞退を表明するのが当たり前で、そういう指導をやってこなかったんですか。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 直接、入札書に辞退と書いて入れたもの、こちらのほうは直接こちらの参加者心得ですね、こちらに記入されている事業担当課長に直接提出して行うというものに読み替えてといたしますか、そちらのほうでやっておりました。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 そういう読替えは全庁で合意しているんですか。誰かの特定の人の判断ですか。勝手に、規程だとか条例だとか、読み替えていいものではないでしょう。どうなんですか。

○藤田委員長 契約検査課長。

○門倉契約検査課長 すみません。読み替えるといいますか、直接渡すというところを、投函するところでも構わないという形でやっておりました。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 それがねじ曲げているということです。

そうすると、逆にげすの勘ぐりかもしれませんが、入札を成立させるために、ほかの業者は事前に辞退届を出しているわけです。ところが、入札当日、わざわざ来て、来たんなら、そこにいる課長に、立会人として出ているはずですから、渡せばいいわけです。ところが、開札するまで

分からないような形でやるという、そこに不自然さと、それから規則を無視して、規則から外れた方法を取っている、ここが疑惑を招くもとなるのではないか。そういうふうに思いますがいかがですか。

○藤田委員長 副市長。

○滝本副市長 お答えいたします。

この規則の解釈は多分いろいろありまして、委員のおっしゃるような解釈も多分あるかと思いますが、今まで、先ほど担当課長がお話ししましたように、直接課長に手渡すという、個別に手渡すということ想定しているのか、ちょっとその辺はどういう趣旨で規定しているのか分かりませんが、むしろ皆さん全員出席の下で箱に公正に投入したほうが、直接手渡しで個別に手渡すよりも疑念が発生しない、そのほうが発生しない、公明正大であると私は理解しております。

それと、辞退の札を入れること、それというのは、分かった後は委員のおっしゃるような主張もあるかも分かりませんが、担当としては、箱に入れるまでは辞退か、お金が書いてあるか、白紙か何か全然分からないわけです。それを入れているわけですから、それを入れたものが有効無効で、辞退があったから無効だということにはならない、要するにその指名競争入札がなされた時点で札を入れたということは競争性が働いているわけですから、もう既にその時点で、その結果としてゼロだったり10だったり100だったりしている、その結果を見て安いところ、最低制限価格があればそれを上回っているところを選んだということで、より理由もあるし公明正大だと私は考えております。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 副市長は、箱に入れるほうが公明正大だというふうなお考えのようですけれども、課長に渡すほうが、その場で渡してもいいし事前に渡してもいい。そこで私の疑惑が湧くのは、先に全部辞退を渡せば、つまり入札を中止せざるを得ない。そのことを回避するためにこういう手だてを取ったのではないかと、そういう疑惑が当然湧いてくるわけですね。これは、入札成立したと言っていますが、入札は、全部全員が入れてちゃんと開札すれば、それは入札は成立です、確かに。しかし規程と違うやり方でやっている、規則と違うやり方でやっていて、果たしていいかどうか。ここが大きな問題だと思っているんですが、どうでしょうか。

○藤田委員長 副市長。

○滝本副市長 まず、公明正大、要するに箱に入れるというのは個別に箱に入れるのではなくて、全員、入札する方々が集まってみんなの前で箱に入れるわけです。課長と2人でやる、どこでやるかという問題はあるでしょうけれども、それぞれ対応が違ったり、あるいは不正なことをやる機会、そういう場面が多くなるということです。

もう1点、規則にないこととおっしゃっていますけど、その規則にないというのは何をもって規則にないという話をなさっているんでしょうか。ちょっと分からないんですけど。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 規則にない、さっきから言っているでしょう。辞退の方法は2つしかない。入札書に書いて、入札の箱に入れるという方法は書いていないわけです。入札の場に立会いしている課長に皆さんの目の前で渡す、これが公明正大でないわけがない。

そしてもう1つは、入札書に辞退というふうに書いて課長に渡すことで辞退はちゃんと成立するわけですね、規則どおり。それをわざわざ箱に入れる、その意味が分からない。だから、そういう疑念が湧くということです。

○藤田委員長 副市長。

○滝本副市長 手渡すことと、箱に入れることの違いが私にはちょっと分からないんですけども。

それと規則とおっしゃいますけれども、委員がおっしゃっている規則はどこにあるのか、私もちょっと分からないんですが。以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 こちらに聞かないでください。例規集の中にちゃんとあります。

それから、どうしても箱にそれだけ入れなかったら辞退が、入札、箱に入れる前に辞退が多くて1者応札になるということが判明したら、先ほど紹介したように、これ中止するということがあるわけですね。ちゃんとそういうふうに書かれているんですから、例規集の中で。それを避けるためにやったのではないかという疑念が湧いているということも、もう2回言っているんですけども、分かってもらえないのでしょうか。

○藤田委員長 副市長。

○滝本副市長 辞退が事前に、箱に入れる前に1者になってしまうということが発生したときには、分かれば、それがその入札は無効になるという決まりということでございます。あとは、おのずとその先は分かると思いますけれども。

以上です。

○藤田委員長 北島委員。

○北島委員 さっきちょっと思い出せなかった部分、本来なら無効とすべきものを、何か解釈を変えて、これを辞退は有効であると、辞退を認めるというやり方、そして入札が完了してからでないと分からない、開札に入って初めて辞退が分かるようなやり方、ここには何らかの作為をどうしても感じるんですが、これ堂々巡りになるのでこれ以上は結構ですので、答弁は要りません。

ですから、以上で終わります。

○藤田委員長 ほかにございませんか。市川委員。

○市川委員 いろいろこれは出ていますけれども、私も1つ思っているのが、基幹システムが、基本、日立が牛久市役所は導入しているということで、だから余計、日立が入札1者だけだったということが、まずいのではないかなというふうに感じてしまいます。

まず、このNECがなぜ予定価格のときには参加していたのに今回金額を入れなかったのか等々、それはその理由を聞かなかったのかどうか。

あと先ほど言いましたけれども、物品購入とはいえ、日立さんが牛久市の基幹システムを動か

しているということで、おのずと日立が落としてしまったのではないかとというふうに想定されちゃうんですが、その点についてはお考えはありますか。

○藤田委員長 システム管理課長。

○斎藤システム管理課長 今回、入札を行ったものにつきましては、おっしゃるとおり物品購入でございますので、システム構築とかそういった基幹システムとかネットワークに関わる部分については入っていませんので、日立以外の業者でもできるということで入札とさせていただいたところでは。

NECのほうですね。こちらにつきましては、参考見積りということでは頂いてはいたんですけれども、実際、牛久市の場合はITコーディネーターというところに委託しているんですけれども、実勢価格を積み上げて予定価格を出させていただいております。その予定価格を基に今回入札を行ったところなんですけれども、その入札の段階で辞退したということで、理由は存じてはおりませんが、そういった状況でございます。

以上です。

○藤田委員長 市川委員。

○市川委員 物品購入ということで、それは分かっているんです。事前に全員協議会でも説明受けていますから。ただ、そういった中でいわゆる無言の、言い方悪いですけども、何かしらの圧力が働いたのではないかなというふうに思われてしまうようなこのような入札結果というのは、多少やっぱり私にとっては残念だと思います。こういうことがないような、こういう議員がみんな、これおかしいんじゃないのと思うような、こういう形の入札というのは今後は考えていくべきではないかなと、すごく思います。1者残して7者が辞退の開札というのはちょっと考えられないかなというふうに思いますので、これはここで言っても、本当に、先ほどの北島委員じゃないですけども、堂々巡りになってしまうので、ただ今後このようなことがないように、ある程度ルールづくりなり、ちゃんとした、もう少し分かりやすい、誰にでも分かりやすいようなシステムづくりをしていただければなと思います。

○藤田委員長 市川委員、答弁を求めますか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で、執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第35号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 挙手多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、執行部の方は退席されても結構です。お疲れさまでした。

次に、意見書案第3号、日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出についてを議題とします。

意見書案第3号について、意見のある方は御発言願います。遠藤副委員長。

○遠藤副委員長 意見書案につきまして、私、提出者ではありますが、もう少し説明をしたいと思います。

今、この日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書というのは、この近隣では石岡市、そしてかすみがうら市も可決をして提出をしております。

この意見書につきまして、条約の、今大事なことは、この内容を知って、やっぱり考えることではないかと思えます。この意見書の中にも書いてあります核兵器を違法なものとして、開発から使用、威嚇までを禁止するもの、そのほかにも被爆者と核実験の被害者に国による必要なケアを求めています。これはもう社会、そしてまた経済にも影響を及ぼすことになってくると思えます。核保有国の中でも議論が進んでいるということに、プレッシャーが高まっていくことではないかと思えます。日本がこれからどうするのか、世界が注目をしているということでもありますので、ぜひ牛久市の議会としてこの意見書を可決をしていただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○藤田委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で意見書案第3号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第3号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第3号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○藤田委員長 可否同数であります。よって、委員会条例第17条の規定により委員長が本案に対して採決いたします。委員長は否と採決いたします。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤田委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたし

ました。

これもちまして総務企画常任委員会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前10時57分閉会